

母子・父子家庭（母子家庭、父子家庭その他これらに類するものをいう。）に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	仙台市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子・父子家庭（母子家庭、父子家庭その他これらに類するものをいう。）に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		仙台市個人番号の利用に関する条例別表第一 二の項 母子・父子家庭（母子家庭、父子家庭その他これらに類するものをいう。）に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則（昭和58年仙台市規則第44号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（母子家庭等及び寡婦）の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって（母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること）を目的とする。	第1条 この規則は、（配偶者のない女子又は男子及び現にその扶養を受けている児童並びに父母のない児童で構成されている家庭（以下「母子・父子家庭」という。））に対する医療費の助成に関し必要な事項を定め、もって（母子・父子家庭の福祉の増進を図ること）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則（昭和58年仙台市規則第44号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第5条第1項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第5条第1項の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号イ	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第2条第2項及び第4項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号ロ	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第9条の2第1号、第2号及び第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第5条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第5条第1項の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第2条第1号及び第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第2条第2号及び第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第2条第6号及び第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第2条第3号、第4号、第5号及び第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
---------------	--------------------------	--------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第10条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第10条第1項の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号h1	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第2条第1号及び第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号h2	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第2条第2号及び第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号h3	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第2条第6号及び第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ4	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第2条第3号、第4号、第5号及び第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第10条第1項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第10条第1項の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号ロ	仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第9条の2第1号、第2号及び第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考

届出情報

独自利用事務の対象者	親・子ども
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2015年10月23日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	20
保護評価書の名称	母子・父子家庭医療費助成に関する事務基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=8000020041009&kk_name=%E4%BB%99%E5%8F%B0%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E6%AF%8D%E5%AD%90%E3%83%BB%E7%88%B6%E5%AD%90%E5%AE%B6%E5%BA%AD&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=19&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=19&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2